

記載例

介護職員処遇改善実績報告書(平成30年度)

久留米市長 殿

事業者・開設者	フリガナ	カイゴサービスカブシキガイシャ		
	名称	介護サービス株式会社		
主たる事業所の所在地	〒830-0022	都・道府県	久留米	区・市町・村
		福岡	久留米	城南町15-3
事業所等の名称	電話番号	0942-12-3456	FAX番号	0942-12-3456
	フリガナ	クルメシティサービスセンター		
事業所の所在地	名称	久留米市デイサービスセンター		
	電話番号	0942-12-3456	FAX番号	0942-12-3456

※事業所の名称、所在地については、複数の事業所を一括して提出する場合は、「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 (I II III IV V)
②	賃金改善実施期間	平成 30 年 4 月 ~ 平成 31 年 3 月
③	平成30年度分介護職員処遇改善加算総額	1,200,000 円
④	賃金改善所要額 (i - ii)	1,315,910 円
i)	加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	15,033,910 円
ii)	初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	13,718,000 円

加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合

⑤	平成30年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算(I)による算定額から加算(II)による算定額を差し引いた額)	円
⑥	賃金改善所要額 (iii - iv)	円
iii)	加算(I)の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円
iv)	初めて加算(I)を取得する月の前年度の賃金の総額	円

⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記入すること。)	基本給として、1人当たり月額 2,300 円増額 (192,000 円) 処遇改善手当として、1人当たり月額 3,000 円増額 (256,800 円) 一時金として、1人当たり 102,800 円 (720,000 円) 法定福利費として、147,110 円 合計 1,315,910 円
---	--	--

上記について相違ないことを証明いたします。

令和元年 7月 10日 (法人名) 介護サービス株式会社
(代表職名)
(代表者名) 代表取締役 久留米 太郎



【注意事項】

国保連から送付される一覧表の「加算額計」の金額を記載すること。ただし、区分支給限度額を超えてサービスを提供し、利用者から徴収した処遇改善加算額がある場合は、その金額を加えて記載すること。

久留米市内のみ報告するときは、別紙様式3（添付書類1）事業所等一覧表の合計を、県内他市町村分を併せて報告するときは、別添様式3（添付書類2）の処遇改善加算額の合計を、他都道府県分を併せて報告するときは別添様式3（添付書類3）の処遇改善加算額の全国計の額を記載してください。

【注意事項】

③より大きい金額であること。
i) と ii) の差額を記載

②の期間に加算の算定に相当する介護職員に支払った賃金の総数を記載すること。

※介護職員（加算金受給対象者）に支払った加算分込の賃金総額を記載すること。

※この賃金総額には、法定福利費（社会保険、労働保険等）の事業主負担分を含んでもよい

元々の賃金水準で、②の期間に介護職員へ賃金を支払った場合の賃金総額を算出し、記載すること。
※④の i) に法定福利費（社会保険、労働保険等）の事業主負担分を含んだ金額を記入した場合は、元々の賃金水準に対する法定福利費の事業主負担分を記入すること。

介護職員処遇改善加算により改善した賃金改善の内容について、名称（基本給、手当、賞与、一時金）、一人当たりの全額及び総額等具体的な内容について記載すること。

法人名、代表者職名、氏名、日付を記載し、必ず押印すること。

介護職員処遇改善実績報告書(指定権者内事業所等一覧表)

記載例

法人名 介護サービス株式会社

久留米市

※ 実績報告書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)毎に記載すること。
※ A及びBは別紙様式3(添付書類2)の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

介護職員処遇改善実績報告書(報告対象都道府県内事業所等)

例載記表(覽)

法人名 介護サービス株式会社

福岡県

介護サービス株式会社

福岡県

※ C及びDは別紙様式3(添付書類3)の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

ページ数／総ページ数

1

別紙様式3(添付書類3)

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名		介護サービス株式会社	
都道府県	介護職員処遇改善加算額	賃金改善所要額	
北海道	円	円	円
青森県	円	円	円
岩手県	円	円	円
宮城県	円	円	円
秋田県	円	円	円
山形県	円	円	円
福島県	円	円	円
茨城県	円	円	円
栃木県	円	円	円
群馬県	円	円	円
埼玉県	円	円	円
千葉県	円	円	円
東京都	円	円	円
神奈川県	円	円	円
新潟県	円	円	円
富山県	円	円	円
石川県	円	円	円
福井県	円	円	円
山梨県	円	円	円
長野県	円	円	円
岐阜県	円	円	円
静岡県	円	円	円
愛知県	円	円	円
三重県	円	円	円
滋賀県	円	円	円
京都府	円	円	円
大阪府	円	円	円
兵庫県	円	円	円
奈良県	円	円	円
和歌山県	円	円	円
鳥取県	円	円	円
島根県	円	円	円
岡山県	円	円	円
広島県	円	円	円
山口県	円	円	円
徳島県	円	円	円
香川県	円	円	円
愛媛県	円	円	円
高知県	円	円	円
福岡県	7,200,000 円	7,876,020 円	円
佐賀県	2,000,000 円	2,155,000 円	円
長崎県	円	円	円
熊本県	円	円	円
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県	円	円	円
全国計	E	9,200,000 円	F 10,031,020 円

※ FはEを上回らなければならない。

参考様式

記載例

介護職員処遇改善加算 集計表

平成30年度実績報告の対象は、平成30年4月～平成31年3月サービス分の加算額です。

<賃金改善実施期間>
介護報酬として受け取った加算を賃金改善に充てた月を記載してください。
必要に応じて行を増やしてください。
※一時金や賞与で賃金改善する場合でも一年分の月給について記載してください。

法定福利費の事業主負担分を計上している場合は記載してください。計上していない場合は記載は不用です。
※賃金改善したことで、改善前よりも増加した法定福利費の差分のみ加味できます(下部赤付き)。全額ではありません。

法人名

単位:円

介護職員処遇改善加算額	サービス提供月	加算額	賃金改善した月	賃金改善実施期間における賃金支給額及び改善額							
				総額	基本給	賞与	一時金	(処遇改善)手当	(通勤)手当	賃金総額合計	法定福利費(事業主)負担額 (※個人負担含まず)
	平成30年4月 (介護報酬支給6月)	100,000	6月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000			21,400	16,500		1,088,900 128,248
	平成30年5月 (介護報酬支給7月)	110,000	7月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000			21,400	16,500		1,088,900 128,248
	平成30年6月 (介護報酬支給8月)	95,000	8月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 550,000 16,000			21,400	16,500		1,638,900 197,477
	平成30年7月 (介護報酬支給9月)	120,000	9月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000			21,400	16,500		1,088,900 128,248
	平成30年8月 (介護報酬支給10月)	115,000	10月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000			21,400	16,500		1,088,900 128,248
	平成30年9月 (介護報酬支給11月)	110,000	11月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000			21,400	16,500		1,088,900 128,248
	平成30年10月 (介護報酬支給12月)	125,000	12月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000			21,400	16,500		1,088,900 128,248
	平成30年11月 (介護報酬支給1月)	75,000	1月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 550,000 16,000			21,400	16,500		1,638,900 197,477
	平成30年12月 (介護報酬支給2月)	80,000	2月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000			21,400	16,500		1,088,900 128,248
	平成31年1月 (介護報酬支給3月)	110,000	3月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000			21,400	16,500		1,088,900 128,248
	平成31年2月 (介護報酬支給4月)	70,000	4月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000			21,400	16,500		1,088,900 128,248
	平成31年3月 (介護報酬支給5月)	90,000	5月	総額 うち賃金改善額	1,051,000 16,000	720,000	21,400	16,500		1,808,900 218,875	
合計		1,200,000		総額 うち賃金改善額	12,612,000 192,000	1,100,000	720,000	256,800	198,000 0	14,886,800 1,168,800	1,768,061 147,110
											1,315,910

加算額合計

(=別紙様式3の③)

1,200,000

支給賃金総額+処遇改善に伴い増加した法定福利費の事業主負担分

(=別紙様式3の④)i)

15,033,910

賃金改善額

(=別紙様式3の④)

1,315,910

【留意事項】

※1 上記の金額を確認できる資料(賃金台帳の写しまたは給与明細書の写し等)を添付してください。基本給で賃金改善を図った場合は、改善前後の額が分かる資料(改正前後の賃金規程等)を添付してください。資料には、集計表に記載した加算額と対応する金額にマーク等つけて分かるようにしてください。

※2 上段には支給総額、下段にはうち、加算額を充当した賃金改善額を記載してください。

※3 賃金改善実施期間内における勤務シフト表や実績など、介護職員としての勤務状況が確認できる書類を添付してください。

※4 法定福利費の事業主負担分を計上している場合は、積算資料等内容がわかるものを添付してください。(未計上であれば添付不要)

※5 一時金で支払った場合についても、賃金改善実施期間中の賃金の状況について記載してください。

※6 処遇改善加算額は賃金改善に要した費用の額になります。健康診断や研修費用等賃金改善に繋がらないものについては加算額が使えませんので計上できません。

留意事項をよく読んで
記載してください